

令和3年度第一回下野市人権推進審議会

次 第

日時：令和3年8月5日(木) 午前10時～

場所：下野市役所2階 203会議室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 委員・事務局紹介
- 4 議 事
 - (1) 全体スケジュールについて
 - (2) 令和2年度人権教育・啓発推進行動計画進捗状況報告について
- 5 その他
- 6 閉 会

【配布資料】

- | | |
|-------|----------------------------|
| 資料1 | 令和2年度人権教育・啓発推進行動計画実績（概要版） |
| 資料2 | 令和2年度人権教育・啓発推進行動計画実績（全事業版） |
| 資料3 | 下野市人権推進審議会条例 |
| 参考資料1 | 同和問題に関するパンフレット |
| 参考資料2 | オレンジリボン啓発品 |
| 参考資料3 | 多言語チラシ ベトナム語、日本語 |
| 参考資料4 | 広報しもつけ1月号 キプロス通信 |
| 参考資料5 | 講座「ネット時代の歩き方」資料 |
| 参考資料6 | 新型コロナ人権啓発チラシ（班回覧） |
| 参考資料7 | シトラスリボンフラッグ掲揚時人権啓発動画（画面抜粋） |

下野市人権推進審議会委員名簿

任期：令和2年7月16日から令和4年3月31日

選任の分野	氏名	所属	備考
学識経験者	しみず じゆん 清水 潤	学校法人白鷗大学法学部准教授	会長
	やまね よしお 山根 吉雄	部落解放愛する会栃木県連合会書記長	
民生委員児童委員協議会の代表者	おぬき シゲ子 小貫 シゲ子	下野市民生委員児童委員協議会副会長	
教育委員の代表者	ながやま しんいち 永山 伸一	下野市教育委員会教育長職務代理	
公募による住民の代表者	すずき けんいち 鈴木 健一	公募委員	
	おおがき みおこ 大柿 未央子	公募委員	
人権擁護委員の代表者	なかがわ けんいち 中川 賢一	下野市人権擁護委員会委員	副会長
	ながやま としこ 永山 登志子	下野市人権擁護委員会委員	
市校長会の代表者	よもぎた みどり 蓬田 みどり	細谷小学校校長	
総合政策部長	こやの まさみ 小谷野 雅美	総合政策部	
健康福祉部長	ふくだ みつお 福田 充男	健康福祉部	
教育次長	こんどう よしあき 近藤 善昭	教育委員会事務局	

(敬称略)

人権推進審議会委員の皆様

下野市人権推進審議会 会長 清水 潤

この度は会議に出席できず大変恐縮に存じます。

しかし、コロナ下での緊急事態宣言、感染者数の増加と病床のひっ迫などの状況を鑑みればやむを得ないこととはいえ、県外在住の委員は欠席という扱いにしたのは御英断かと存じます。

年に一度しかない会議ですので残念ですが、そのような時期もあるということだと思います。

皆様も何卒ご自愛ください。

さて、昨今の国内外の人権問題について私が課題と考えていることについて、以下に述べたいと思います。

・昨今のコロナ問題

コロナ対策として、諸外国ではマスク着用の義務化やロックダウン、ワクチン接種の事実上の強制（職場で働いたり飲食店に出かけるのに接種証明を義務付ける）など、個人の自由と権利の大幅な制約がなされました。日本でも、そこまでの強硬策は今のところなされていませんが、かつてない移動の自由や営業の自由に対する制限がなされ、特にブルーカラー労働者、非正規労働者、飲食店経営者らに大きな経済的不利益が生じました。女性の自殺率の顕著な増加はこのような経済的不利益が理由と考えられています。

欧米レベルの感染者、死者が出ていなかった日本においては、欧米レベルのロックダウンをはじめとする強硬策は不要であり、国民の自由を尊重すべきであると私は考えてきました。

デルタ株や病床のひっ迫などの事情により、今後どれほどコロナが危険なものになるかによりますが、このような時にこそ、まずは個人には自由があることを前提に、その制約が不当に強度なものとなっていないかについて注視していく必要があります。

その一方で、選挙対策の一環という面を多分に有したものとして、過度に楽観的な予想のもとにオリンピックが強行されました。諸個人の自由な活動の結果として感染が広がるならまだしも、国や自治体の招致活動によって、本来生じなかったはずの人の移動が増えたのであり、大きな問題といわざるを得ません。

・家族関係

選択的夫婦別姓、同性婚などがそれなりに現実的な選択肢として論じられるようになってきました。憲法が基底的価値とする個人の尊重の理念からすれば、どのような家族を形成するか、そしてそもそも家族を作るかに関係なく、人は一人の個人として尊重されるべきです。

その意味では、当事者の自己決定が尊重される方向に社会を変革していくことが望ましい在り方になるでしょう。

婚姻に対する制約は排除していくことが望ましいと考えられます。

また、離婚した人や単身世帯、ひとり親といった人たちがその属性によって社会的偏見に晒されるべきではないことも同時に強調されるべきです。

・表現の自由

トランプ大統領のアカウントをツイッターやフェイスブックといった巨大 SNS がほぼ同時に閉鎖したことが話題になりました。

このような、特定の表現内容を理由としてそれを禁じる行為は、国家ではなく私企業によるものであっても、多様な意見を禁圧する検閲として機能する危険があります。

日本でも、オリンピックの関係者、大学関係者などの様々な発言に対して、辞職の事実上の強制や懲戒といった処分がなされることがあります。

つい最近では、転売を擁護した雑誌編集者が退職を余儀なくされる事態がありました。

発言することのリスクが高くなれば、社会的多数派の常識や正義感に反する表現はどんどんやせ細り、より全体主義的な社会に近づいていく可能性があります。戦時中に天皇制を批判することが、どれほどの危険を伴っていたかを想起すればわかりやすいでしょう。

私個人は、多様な表現に対して、社会はより寛容な態度を示すことが求められると感じています。

令和3年8月5日開催 下野市人権推進審議会
令和2年度 人権教育・啓発推進行動計画実績（概要版）

◆ 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

本市では、市民と行政が一体となって、家庭、地域社会、学校、企業などあらゆる場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深められるよう、人権教育・啓発活動を推進するとともに、個別の重要課題の解決に向け積極的に取り組みます。

(2) 基本目標

人権教育・啓発活動を推進するとともに、「互いの人権を尊重し合い、共に生きる幸せを実感できる社会の実現」を基本目標とします。

(3) 基本姿勢

①生涯学習の視点に立った人権教育の推進

学校教育においては、人権教育を積極的に推進し、生活の中で実践できる子どもの育成を目指します。

社会教育においては、社会教育施設などの市民の学習の場を通じて自発的に人権問題について考え、解決に向けて取り組み、実践力ある市民の育成に努めます。

②共生の心を育む

高齢者や障がい者、外国人等に対する偏見や先入観、固定観念を払拭するなど、多様性や互いの価値観を容認し、人権を尊重する「共生の心」を育てていくことが大切です。

また、共生社会を構築するためには、すべての人々が、差別することなく互いの人権尊重意識の高揚を図り、やさしさと人を思いやる心、違いを認め合う寛容な心などを醸成することが重要です。すべての人々が互いに共生できる社会の実現に向けた一層の取り組みを進めます。

③連携の促進

家庭、学校、地域、企業、行政などが相互に連携しながら、効果的で実践的な人権教育・啓発を推進します。

◆ 行動計画（改訂版）の推進期間

平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までの5年間とします。

※男女共同参画、子ども・子育て支援、高齢者保健福祉、障がい者保健福祉に関連する事業に関しては、人権教育・啓発推進に関連が強い事業のみ本計画において進捗管理を行います。その他の事業については、市で策定した各分野の個別計画において進捗管理を行います。

◆計画の進捗状況報告

「人権教育・啓発推進行動計画」の改訂後5か年の進捗については、毎年実績報告をまとめ、重要課題の解決に向けて取り組んでいます。

令和2年度においては全体として新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業中止が相次いだものの、その中でも感染対策を徹底し実施することができた事業や代替事業を行った事例もあり、各課が限られた状況の中でも工夫しながら人権教育・啓発の推進に努めました。

令和2年度に新たに生じた人権問題としては、新型コロナウイルス感染者や医療従事者等に対する差別が挙げられます。これに対しては県人権推進室や県内市町と共同で「オールとちぎ宣言」を行い、県と市が連携して差別防止に向けた啓発に取り組みました。併せて、市民協働推進課、感染症主管課である健康増進課、人権教育主管課である生涯学習文化課を中心に、講演会や各種広報活動などの啓発を行いました。

【女性】【子ども】の人権については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で在宅時間が増えることにより、DVや虐待件数が増加することが懸念されています。DV・虐待相談対応主管課のこども福祉課においては、令和2年度から「家庭相談グループ」を新設、職員を増員して体制を強化し相談対応および啓発を行いました。

【外国人】の人権問題については、新型コロナウイルス感染拡大防止のためほとんどの国際交流事業が中止となり、「国際感覚を深める教育・啓発の推進」という点では思うように施策を進めることができませんでしたが、感染症に関する多言語での情報提供を行うなど、外国籍の市民が必要な情報にアクセスすることができるように努めました。

【インターネットにおける人権侵害】については、SNS上での新型コロナウイルス感染者への誹謗中傷やプライバシーの侵害等が問題となりました。新たに市内小中学生と保護者を対象にした「ネット時代の歩き方講習会」を実施するなど、SNS利用機会の多い若年層を中心に啓発を行いました。

◆重要課題の施策

1. 同和問題

同和問題は日本国憲法によって保障されている基本的人権を侵害する問題であると捉え、差別意識の解消に向け、正しい理解を深めるための発達段階に即した人権教育・啓発およびえせ同和行為への対応・予防に取り組みます。

<具体的施策>

- ・人権一般の普遍的な視点からの「人権教育・啓発」の推進
- ・人権の擁護のための相談事業の実施
- ・えせ同和行為対応についての啓発推進

○新型コロナウイルス感染症流行下で実施できた事業(抜粋)

「人権週間」に合わせた人権擁護委員による小・中学校訪問 【市民協働推進課】(p.1)

例年、学校への訪問は5月6月実施の「人権の花運動」と12月実施の人権週間訪問の年2回だが、「人権の花運動」が新型コロナウイルス感染拡大に伴い延期となったため、12月の訪問と併せて行った。

市内小中学校15校のうち12校は全校集会に代わり校内放送や手紙代読等で人権擁護委員の講話を行い、学校側の工夫により啓発事業を実施することができた。

○新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した事業(抜粋)

同和問題に関するパンフレットの配布(立地企業連絡協議会講演会) 【商工観光課】(p.2)

例年立地企業連絡協議会・交流会時に、同和問題に関するパンフレットを配布している(参考資料1)が、今年度は新型コロナウイルスの影響で講演会・交流会が中止となったためパンフレットは配布することができなかった。

ただし、同和問題については市民協働推進課において広報8月号にえせ同和行為に関する注意喚起文を掲載するなどして啓発を行った。また、コロナ禍のため日帰りにはなったものの、「部落解放愛する会」研修会に市民協働推進課・生涯学習文化課職員が参加し、同和問題に関する知識の習得に努めた。…【市民協働推進課】(p1,2)

2. 女性

「第二次下野市男女共同参画プラン」(※1)に基づいて、関係機関等と連携を図りながら、女性の参画、登用の推進や男女が共に働きやすい環境づくりを促進します。

また、女性に対するDVやセクハラ等に関する人権侵害を防止するために関係機関と連携して、市民からの相談に応じるとともに、「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画(DV対策基本計画)」(※2)に基づき被害防止や被害者の保護に取り組みます。

※1 男女共同参画社会基本法および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づき、さまざまな男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化に対応するとともに、男女が共に支え合い共に輝きながら心豊かに暮らすことができる地域づくりをめざす計画です。

※2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、DVを防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることを目的に策定された計画です。

<具体的施策>

- ・男女共同参画社会実現の為の啓発活動の推進

○新型コロナウイルス感染症流行下で実施できた事業(抜粋)

DVホットラインでの相談対応

【こども福祉課】(p.3)

新型コロナウイルス感染拡大に伴い家庭内で過ごす時間が増え、全国的にDV・虐待件数の増加が懸念されているが、実際に下野市におけるDV相談件数も前年度の36件から76件に増加している。令和元年度まではこども福祉課 子育て支援グループがDV対応を行っていたが、令和2年度から同課内に「家庭相談グループ」を新設し、DV相談等に対しより綿密な対応ができるように職員を増員するなど体制を強化した。これらの相談に対しては必要に応じて保護措置を取るなどの対応を行った。

「下野市だれもが輝く男女共同参画標語コンテスト」

【市民協働推進課】(p.3)

例年開催している「男女共同参画のつどい in しもつけ」及び「男女共同参画推進セミナー」を新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とし、代替事業として実施した。

若年層へ訴求するため「中高生の部」と「一般の部」の2部門を設けた。

3. 子ども

「子育て応援しもつけっ子プラン」(※3)に基づいて地域・家庭・学校と連携した子育て環境づくりを進め、子どもの人権を尊重する教育及び啓発の推進を図ります。

また、児童虐待への対応についても、関係行政機関・学校・家庭・地域社会等との連携により、虐待防止及び要保護児童(※4)対策に取り組みます。

※3 「子ども・子育て関連3法」に基づく平成27年度から施行された新たな子育て支援の仕組みへの対応を図るとともに、近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備するための指針として策定した支援計画です。

※4 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3に規定する児童を指します。「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」であり、虐待を受けた子どもに限らず、非行児童なども含まれます。

<具体的施策>

- ・子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進
- ・子どもに対する虐待、いじめ、不登校の防止・解消を目指した相談・支援体制の充実

○新型コロナウイルス感染症流行下で実施できた事業、新規事業など(抜粋)

オレンジリボンに関する啓発グッズの作成・配布 【こども福祉課】(p.4)

例年行っている児童虐待防止の講演会やイベント参加での啓発活動は、新型コロナウイルスの影響で実施することができなかつたため、オレンジリボンの啓発グッズを作成し、市役所・児童館等の施設に設置し配布した。(参考資料2)

人権の花運動 【市民協働推進課】(p.4)

例年5月～6月に市内小学校にて行っているが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い延期となり、12月の人権週間に行う学校訪問と併せて実施した。毎年市内11小学校を半分に分け隔年で行っているが、令和2年度は全小学校で行うことができた。感染拡大防止のため、校内放送にて講話を行うなど学校側の工夫により実施可能となった。

4. 高齢者

「下野市高齢者保健福祉計画」(※5)に基づいて、自立支援と生きがいを促進するため、高齢者が生涯を通じて学習できる機会の確保や積極的に社会活動へ参加できる環境づくりの推進に努めます。また、高齢者との交流などによる福祉教育を充実させ、高齢者の人権に関する教育・啓発活動を推進します。

さらに、関係機関・団体と連携し、認知症高齢者への支援及び高齢者虐待を防止するための対策に取り組めます。

※5 高齢者の人口の急激な増加や多様化する高齢者ニーズに対応するため、高齢者の福祉と健康の増進を図るための高齢者対策の基本指針です。現在は令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とした「第8期下野市高齢者保健福祉計画」となっています。

<具体的施策>

- ・介護や福祉の問題や、高齢者の理解に関する教育・啓発活動の推進
- ・認知症高齢者等に対する虐待防止対策や相談・支援体制の充実、権利擁護の推進

○新型コロナウイルス感染症流行下で実施できた事業、新規事業など(抜粋)

認知症サポーター養成講座

【高齢福祉課】(p.6)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため従来よりも規模を縮小してではあるが、感染状況を考慮しながら事業を実施し、認知症に対する正しい知識を普及することができた。同様に、オレンジカフェ(認知症カフェ)についても感染状況を考慮しながら実施し、認知症家族が新型コロナウイルス流行下において孤立してしまうことを防ぐ一助となった。

○新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した事業(抜粋)

高齢者虐待ネットワーク運営委員会

【高齢福祉課】(p.7)

高齢者の虐待ケース情報について他機関と共有し連携を図るため開催を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大のため書面開催となった。高齢者の虐待に関する相談があった場合は高齢福祉課において緊急度の判断を行い、庁内各課や他機関と連携し保護等の措置や介護者の負担を減らすため利用可能なサービスの紹介等を行った。

5. 障がい者

「しもつけしハートフルプラン」(※6)に基づき、関係機関との連携を図りながら、障がいのあるなしにかかわらず、すべての市民がお互いに人権と個性を尊重しながらともに生きるまちの実現を目指します。

そのため、障がい者に対する人権侵害や差別等解消のための教育や啓発の推進、雇用・就業の促進、障がい者の権利を守る相談体制の充実に努めます。

また、障がい者の自立と社会参加を促進するため、福祉サービスや支援の充実に努めます。

※6 障がいのある人が自立し、地域に住む人が障がいの有無にかかわらず支えあうまちづくりと、共に生きる社会の実現のため、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進めるための計画です。現在は令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とした「第6期下野市障がい者福祉計画」となっています。

<具体的施策>

- ・教育の充実及び交流・触れ合いの促進
- ・障がい者の人権を尊重する教育・啓発の推進
- ・障がい者に対する虐待防止対策や相談・支援体制の充実、権利擁護の推進

○新型コロナウイルス感染症流行下で実施できた事業、新規事業など(抜粋)

アンガーマネジメント講習(新規)

【社会福祉課】(p.8)

精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座がコロナウイルスの影響により中止となったため代替事業として実施。就労者本人が怒りの感情をコントロールできるようになることで作業所等に長く就労できるようにすることを目的とし、事業所職員や就労者本人を対象として行った。

6. 外国人

差別や偏見を解消し、人権を尊重し合い共に生きる社会への理解を深めるため、児童生徒への外国語教育の充実や市民への啓発活動を通して相互理解の促進に努めます。

また、在住外国人が社会で孤立せず安心して生活できるよう、支援の充実や環境づくりを目指し、すべての外国人と日本人が心豊かに暮らすことが出来る多文化共生社会の実現に努めます。

<具体的施策>

- ・外国人が暮らしやすく活動しやすいまちづくりの推進
- ・国際感覚を深める教育・啓発の推進

○新型コロナウイルス感染症流行下で実施できた事業、新規事業など(抜粋)

多言語による感染症情報の提供

【市民協働推進課】(p.10)

市内事業者に対し外国人の就業状況を照会(どの国の就労者がいるか)し、該当言語での感染症対策情報を周知した。(参考資料3)多言語で感染症情報を提供することにより、外国籍の市民が感染症情報へアクセスすることができるよう配慮した。

キプロス共和国に関する広報活動

【総合政策課】(p.11)

オリンピック開催に際して下野市がホストタウンとなっているキプロス共和国に関する情報を広報しもつげに掲載した。(参考資料4)オリンピック開催により国際交流の機運が高まっていることから、下野市においても多文化理解が促進されるようにした。

7. HIV 感染者等

偏見や差別意識を解消し、共に生きていくことの大切さを市民に伝えてくため、エイズやハンセン病に関する正しい知識と理解の普及に努めるとともに、学校・地域・家庭が一体となった教育に取り組めます。

<具体的施策>

- ・エイズ教育(性教育)の推進と正しい知識の普及
- ・ハンセン病に対する正しい知識の普及

○新型コロナウイルス感染症流行下で実施できた事業、新規事業など(抜粋)

特記事項なし。例年通り、小中学校の保健体育の授業においてエイズやハンセン病に関する正しい知識や理解を深める教育を行った。

8. インターネットによる人権侵害

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるために、モラルをもった利用の推進を図ります。

個人、行政、企業等を問わず、他者の人権への配慮を心がけ、適切な情報管理の必要性や、ルールやマナーの遵守の啓発、情報モラルの醸成を図ります。さらにインターネット上における差別的表現の流布やプライバシーを侵害する情報については、法務局と連携して適切に対応します。

<具体的施策>

- ・利用モラルの向上に向けた教育・啓発の推進
- ・差別的表現への対応

○新型コロナウイルス感染症流行下で実施できた事業、新規事業など(抜粋)

親子学び合い事業(ネット時代の歩き方講習会) 【生涯学習文化課】(p.13)

SNS に触れる機会が多い小中学生やその保護者に向けて、インターネット利用における様々な課題を学ぶための講習会を実施。高学年児童を対象に、国分寺東小学校と吉田東小学校の 2 校で開催した。(参考資料 5)

○その他

新型コロナウイルス感染者への SNS 上での人権侵害防止 【市民協働推進課】(p.15)

SNS 上での感染者への誹謗中傷や、感染者に関する個人情報が拡散されることが懸念されている。コロナ差別防止のチラシに「インターネットや SNS 上での感染者への誹謗中傷等は人権侵害に当たる」旨を明記し啓発した。

9. その他の人権問題

時代や社会の変化の中で、配慮が求められる方々の人権が侵害されないよう正しい知識を身に付け理解を深めるとともに、改めて「基本的人権の尊重」の原点に立ちかえり、互いを尊重し誰もが豊かな生活を送れるよう教育・啓発活動に取り組みます。

また、これらの人権問題や、今後の社会環境の変化等に伴い、新たに生じる人権問題については、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発の推進を図り、解決に努めます。

<具体的施策>

- ・人権意識を持つ自立した人間形成へ導く人権教育や積極的な啓発の推進

○新型コロナウイルス感染症流行下で実施できた事業、新規事業など(抜粋)

「STOP!コロナ差別」各種啓発活動

【市民協働推進課】(p.15)

新型コロナウイルス感染者や医療従事者等への差別を防止するため、啓発動画作成、啓発チラシの配布(参考資料6)、街頭啓発活動、コミュニティラジオでの放送等様々な手段を用いて啓発を行った。また、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見防止のシンボルである「シトラスリボン」を市内中学校4校へ贈呈し生徒に対する啓発も行った。

新型コロナウイルスに関する人権担当者会議への出席

【健康増進課】(p.15)

新型コロナウイルスに関する人権についての市町担当者会議に市民協働推進課職員とともに出席し、感染者情報の公表に対する考え方、人権相談事例等についての知見を得た。感染者情報を公表するよう要求する電話問い合わせ等も相次いでいたことから、感染症の正しい理解を市民に促し、不安や恐れから生じる人権侵害を防止することができるよう努めた。

重要課題 1. 同和問題

＜方針＞

- ① 差別意識の解消に向け、すべての人の基本的人権を尊重していくために、発達段階に即した人権教育・啓発に取り組む。
- ② 同和問題の解決を阻害する「えせ同和行為」を排除するため、積極的な情報提供に取り組むとともに、法務局や警察等の関係機関との連携を通じて、被害の予防に努める。

施策	内容	担当課	R2 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
人権一般の普遍的な視点から 啓発の推進	学校や企業における生涯学習等のあらゆる機会を通して教育・啓発活動の推進を図り、人権尊重の精神を醸成する。	市民協働推進課	「人権週間」期間(12/4～12/10)に伴い、人権擁護委員による小・中学生を対象とした人権啓発講話を実施。(市内11小学校・4中学校) コロナウイルス対策のため、全15校中12校は校内放送や手紙代読での対応。 小中学生を対象に啓発物品を配布。 全児童・生徒分 小学校:画用紙4,500枚 中学校:シトラスリボン1,685個	児童や生徒が興味を持って話を聞くことができるよう、対象児童・生徒の年齢や学校側で希望するテーマ等を考慮し講話内容の設定を行った。
			市民の人権意識の高揚を目的とし、人権啓発パンフレットを作成、広報12月号に掲載し各戸配布および庁舎内に設置。	人権週間にあわせ、広報12月号にて1ページを使った人権特集を組み市内に広く啓発を行った。
		学校教育課	普段の学校生活における指導に加え、人権週間における様々な取組により、児童生徒の人権尊重の精神の醸成を図った。 授業参観や学校・学年通信等をとおして学校で推進する人権教育を紹介し、保護者と共通理解のもとで人権教育を推進。	各学校において、人権教育担当者を中心に、年間を通して計画的に、さまざまな人権教育に関するトピックを紹介した。
	市民、市職員に対し、人権に関する研修会や講演会、講座等の学習機会の提供に努める。	市民協働推進課	人権意識の高揚を図るための講演会、研修会に職員が参加。 主催:部落解放愛する会栃木県連合会 ○幹部職員研修:感染拡大防止のため中止 ○女性職員研修:感染拡大防止のため中止 ○一般職員研修:11/19(木)～11/20(金) 職員4名出席 (市民協働推進課3名 生涯学習文化課1名) 例年2日間泊まりがけでの参加だが、感染拡大防止のため初日のみの日帰り参加。 ○人権問題講演会:感染拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修会等の多くが中止となったが、11月の研修会には感染対策のため日帰りで参加した。コロナ禍においてもできる限り同和問題に関する知識の習得と意識向上を図った。

		生涯学習文化課	<p>人権教育講演会を開催。 主催：下野市・下野市教育委員会 日時：12/19(土) 演題：いつも何かにときめいていよう 講師：藤田 弓子 氏 対象：各委員(人権擁護・人権推進審議会・民生・教育・社会教育・公民館運営審議会・図書館協議会・ふれあい学習推進協議会)、PTA 会員、学校教職員、一般市民、行政職員 参加者：102 名</p>	<p>市民の人権保護に対する意識向上のため開催した。 また、とちぎ視聴覚障害者情報センターへ要約筆記を依頼した。</p>
			<p>例年、地域社会において人権教育を推進していく指導者の養成と資質の向上を図るための研修として下都賀地区人権フォーラムに市民や職員が参加しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。</p>	<p>県主催事業につき省略</p>
		生涯学習文化課	<p>高齢者学級を開催。 ●石橋公民館「グリム大学」 日時：9/15(火) 参加者：9 名 例年行っている国分寺公民館「寿大学」、南河内公民館「ゆうがお大学」、南河内東公民館「ゆうがお大学(吉田教室)」については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。</p>	<p>講師を下都賀教育事務所職員に依頼した。</p>
		社会福祉協議会	<p>人権擁護委員・民生委員等による相談業務(心配ごと相談)を実施。ただし新型コロナウイルスのため、4月下旬から一時休止。7月から再開。 南河内図書館：毎月第1～4 金曜日 石橋公民館：毎月第1～4 月曜日 ゆうゆう館：毎月第1～4 火曜日 R2相談件数：37 件</p>	<p>多方面にわたる相談に対応するため、相談員を民生委員、主任児童委員、人権擁護委員、行政相談員で構成している。</p>
のていつ	え 同和行為対応に 啓発推進	市民協働推進課	<p>「人権週間」に合わせ、特設相談所(心配ごと相談)を開設。 南河内図書館：12/4 石橋公民館：12/7 ゆうゆう館：12/8</p>	<p>相談所を市内 3 か所で開設し、相談しやすい環境づくりに努めた。</p>
		商工観光課	<p>立地企業連絡協議会講演会・交流会時に、同和問題に関するパンフレットを約 100 部配布する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で講演会・交流会は中止となった。</p>	<p>例年市、県、国の支援制度のパンフレットとともに参加者全員に配布しているが、今年度はパンフレットを配布できなかった。</p>
		市民協働推進課	<p>広報しもつけ 8 月号にて、えせ同和行為に関する注意喚起文を掲載。</p>	<p>広報掲載について、表現に不適切な点が無いか確認を行っている。</p>
		総務人事課	<p>他市町で不当要求等が発生した場合、下野警察署より情報提供される体制となっている。また、事例が発生した場合には、その旨報告を行う。令和2年度は該当事例なし。</p>	<p>情報共有により、事件発生時の被害を未然に防ぐ体制をとっている。</p>

重要課題 2. 女性

<方針>

- ① 「第二次下野市男女共同参画プラン」に基づいて、関係機関等と連携を図りながら、性別による人権侵害の防止や固定的役割分担意識の解消に向けた啓発活動を行うとともに、女性の参画や男女が共に働きやすい環境づくりを促進する。
- ② DVやセクハラ等に関する人権侵害を防止するために関係機関と連携して、市民からの相談に応じるとともに、下野市配偶者等からの暴力対策基本計画(DV 対策基本計画)に基づき、被害防止や被害者の保護に取り組む。

施策	内容	担当課	R2 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
男女共同参画社会実現の為の啓発活動の推進	市内イベント、講演会等において、男女共同参画に関する情報提供、啓発活動を推進する。	市民協働推進課	男女共同参画週間に関連して6月の広報紙で特集記事を掲載し、パネル展示を行った。 期間:6/1(月)~6/30(火) 場所:市役所1階市民ロビー、Twitter 周知:ホームページ、広報、メール配信	感染症対策のため庁舎以外での展示を取りやめ、Twitterでパネル内容を掲載した。(総インプレッション数13,101回)
			家庭での男女共同参画をテーマに啓発事業を実施。例年行っている男女共同参画の集いinしもつけ、女性活躍推進セミナーはコロナウイルス感染症対策のため中止。代替事業を実施した。「下野市だれもが輝く男女共同参画標語コンテスト」 募集期間:令和2年10月中 対象者:市内在住、在勤、在学の方 応募数:計26名、65作品 最優秀賞の2作品はエコバックに印刷し、応募者全員と妊娠届出を提出した市民に配布。	性別にとらわれず、だれもが個性や能力を発揮できる社会を目指して、必要だと感じることや心がけたいことをテーマに標語を募集した。若年層が参加しやすいよう、中高生の部(12名参加)と一般の部(16名参加)の2部門を設けた。
			広報紙男女共同参画コーナーで年6回コラムを掲載し、継続的啓発に努めた。 年2回、男女共同参画情報紙を発行し市内公共施設、各戸及び中学生対象に配布。 ・8月発行第24号 オンリーワンの人生をデザインしよう ・2月発行第25号 New ライフスタイル!	広報しもつけにおいて、時事を取り入れたコラムを隔月で掲載し、男女共同参画の啓発を実施した。また、市民より公募した男女共同参画情報紙編集委員とともに、情報紙発行により広い年齢層に向け多角的な視点からの男女共同参画の啓発に取り組んだ。
	女性に対する暴力を許さない社会環境づくりへの啓発を推進する。	こども福祉課	DVホットラインを2名の女性相談員により実施。また、令和2年度から新たにこども福祉課内に「家庭相談グループ」を創設し、DV相談等に対してより綿密な対応ができるように職員を増員し体制を強化した。	相談員に女性2名を配置し、不在の場合でも女性職員が対応するなど相談しやすい環境づくりに配慮した。 来庁相談の際は、相談室を利用する等、安心して相談のできる場の確保に努めた。
あらゆるハラスメントやストーカー防止のための啓発を推進する。	市民協働推進課	広報紙コラム6月号「ハラスメントにNO!」で、職場におけるハラスメント対策の義務化を周知した。また、下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度では、ハラスメント対策の取組を認定の要素に含めている。	広報等を活用し、ハラスメント対策の取組が必要であることを労使ともに周知した。	

重要課題 3. 子ども

<方針>

- ① 近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、「子育て応援しもつけっ子プラン」に基づいて地域・家庭・学校と連携した子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境づくりに努め、子どもの人権を尊重する教育及び啓発の推進を図り、いじめ・暴力等の問題に対する取組を推進する。
- ② 児童虐待への対応について、関係行政機関・学校・家庭・地域社会等との連携により、虐待防止及び要保護児童対策に取り組む。

施策	内容	担当課	R2 実績 (現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
子ども 人権を尊重する ・育教 啓発の推進	市民に対する「子どもの権利条約」の趣旨や理念及び内容の普及に努める。	子ども福祉課	<p>児童虐待防止の為にオレンジリボンキャンペーン事業(8～11月)を実施。 啓発グッズを作成し、市役所、児童館等の各施設窓口に設置し配布した。</p> <p>※新型コロナウイルスの感染拡大により、例年開催している講演会や、イベント参加による啓発活動は実施を見送った。</p>	<p>児童虐待防止のため、要保護児童地域対策協議会において、警察、医療機関、児童相談所、民生・児童委員、学校・教育委員会、保健福祉機関等の地域ネットワークの推進に努めた。</p> <p>また、地域全体で児童を見守りする関係づくりのためにオレンジリボンキャンペーン事業を実施した。</p>
	人権尊重、生命尊重の精神の育成に取り組み、個性を生かす教育の推進を図る。	学校教育課	<p>子ども未来プロジェクトの活動を通して、いじめをしない・させない・見逃さない雰囲気づくりに努めた。啓発物品の配布を行った。</p>	<p>中学生の代表による2回の話し合いでは、生徒が自ら運営し、自分たちの課題を解決できるよう促した。</p>
		市民協働推進課	<p>「人権の花」運動の実施。 児童が協力して花を栽培することにより、児童の思いやりの心を育てた。本来は5～6月中実施を予定していたが新型コロナウイルスの感染拡大により延期となり、毎年12月に行っている人権擁護委員による学校訪問と併せて行った。(市内全小学校) 配布物:花の苗、看板、花用の土</p> <p>11/18 祇園小 11/19 国分寺東小 12/1 吉田東小 12/7 薬師寺小・古山小・国分寺小 12/8 細谷小・緑小 12/9 石橋小・吉田西小 12/10 石橋北小</p>	<p>コロナ禍で開催が危ぶまれたが、校内放送により行うなど学校側の工夫により実施することができ、児童の人権意識の向上に資することができた。</p>

<p>・ 止 防 子 不 登 校 の 支 援 体 制 の 充 実</p> <p>・ 解 消 を 目 指 し た 相 談</p> <p>・ 子 ども 対 す 虐 害 支 援 体 制 の 充 実</p>	<p>学校をはじめとして地域や関係機関と密接な連携を図り、早期発見・早期対応に努める。</p>	<p>こども福祉課</p>	<p>要保護児童の早期発見及びその適切な保護又は要支援児童への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関、団体等と情報や考え方を共有し、事業を進めた。</p> <p>代表者会議：年2回(5/28 書面、10/22)</p> <p>実務者会議：全体会年1回(7/17)</p> <p>進行管理部会年4回(7/30、10/8、12/16、3/19)</p> <p>・受理会議60回</p> <p>・個別ケース検討会議28回</p> <p>・定期学校訪問 各小中学校年5回</p>	<p>要保護児童対策地域協議会において、警察、医療機関、児童相談所、民生・児童委員、学校・教育委員会、保健福祉機関等の地域ネットワークの推進と、適切な相談に繋がるよう、より一層の連携強化に努めた。</p>
		<p>学校教育課</p>	<p>学校教育サポートセンターの巡回訪問により、学校との情報交換を密に行った。</p>	<p>家庭訪問では、なるべく複数で訪問し、情報が固定化しないよう努めた。</p>
		<p>健康教育課</p>	<p>各学校にて、アンケート調査による問題(いじめ)の把握、担任による児童生徒一人ひとりの教育相談(年2～3回)を行った。</p>	<p>アンケート調査の自由記述欄に記入している子が周囲に分からないよう、全員に何かを書かせる工夫を行った。</p>
		<p>健康増進課</p>	<p>妊娠届出時は全妊婦に対し、出生届時には全保護者に対して、保健師又は助産師の面接の継続実施を行った。支援の必要な方に対しては、保健師及び心理職が面接・訪問指導を継続実施し、早期から関係機関とも情報及び支援方針の共有を図った。</p> <p>【妊娠届出時面接数】 433件</p> <p>【出生届出時面接数】 414件</p> <p>乳幼児健診においても、虐待の早期発見又は予防対策としての視点で、子育てアンケートの継続及び心理職による子育て相談を実施した。</p> <p>【心理職による個別相談数】</p> <p>1歳6か月児健康診査 49件</p> <p>3歳児健康診査 31件</p>	<p>児童虐待の予防、早期発見・早期介入の観点から妊娠届出時の面接や乳幼児健診時の子育てアンケートは効果的である。支援の必要な方に対しては、状況に応じて、電話、面接、家庭訪問等において時間や場所に配慮した。</p>
	<p>市民協働推進課</p>	<p>人権擁護委員および法務局と連携し、「子どもの人権 SOS ミニレター」を配布・周知した。(配布：6月 市内11小学校・4中学校・1特別支援学校)</p>	<p>12月に「人権の花」運動を行うなかで併せて6月に配布した SOS ミニレターの案内をすることで、困った時の相談手段として利用を意識付けている。</p>	
	<p>学校サポートセンターの活動やスクールカウンセラー等の相談員による相談体制の充実を図る。</p>	<p>学校教育課</p>	<p>児童生徒の臨床心理に関して、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを4名中学校に配置し、小学校へも定期的に訪問することで教育相談体制の充実を図った。</p>	<p>スクールカウンセラーと保護者との面談内容、検査の結果等は、保護者の同意を得てから学校関係者に伝える体制をとった。</p>
		<p>学校教育課</p>	<p>教育相談員の配置：学校教育サポートセンターに心理士3名、コーディネーター1名、ケースワーカー2名、適応指導教室相談員3名、特別支援・就学相談員2名、児童生徒相談員1名を配置した。</p>	<p>様々な有識者でメンバーを構成することにより、多角的、多面的に考えて相談に応じ、支援を継続することに努めた。</p>

重要課題 4. 高齢者

<方針>

- ① 高齢者の自立支援と生きがいづくりを促進するため、「下野市高齢者保健福祉計画」に基づき、生涯を通じて学習できる機会の確保や積極的に社会活動へ参加できる環境づくりの推進に努める。
- ② 多様なサービスを提供する地域の支え合いの体制づくりを推進し、高齢者との交流等による福祉教育を充実、高齢者の人権に関する教育・啓発活動を推進する。
- ③ 関係機関・団体と連携し、認知症高齢者等の権利の擁護及び高齢者虐待を防止するための対策に取り組む。

施策	内容	担当課	R2 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
介護や福祉の問題や 高齢者の理解に関する 育教 啓発活動の推進	すべての世代が支え合う意識の醸成を図り、高齢者の人権問題に関する教育や啓発を推進する。	学校教育課	学校教育において、児童生徒の発達段階に即しながら、特別活動や総合的な学習の時間等で高齢者福祉施設等を訪問したり、生活科で高齢者をお招きし、高齢者との交流を行った。これらを通して人権尊重についての理解を深めた。また各教科等の年間指導計画に「直接的指導」を位置づけ、計画的に人権教育を展開した。	市人権研修会を実施し、市内各学校の人権教育全体計画が適切に位置づけられているか、確認した。
		高齢福祉課	認知症への理解を深めるための認知症サポーター養成講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催期間は3か月間のみだった。従来開催していた小・中・高・大や企業等への積極的な養成講座はできなかったが、地域サロン等の形で小規模ながら実施できた。 ・開催回数：8回 受講者数：92人 認知症サポーター養成講座受講修了者(希望者)を対象にした認知症サポーターステップアップ講座は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止。	新型コロナウイルス感染拡大状況をみながら事業実施した。 認知症の人と家族を支えるためには、認知症の正しい理解と地域の理解と見守りが不可欠であり、認知症サポーター養成は大切。また、ステップアップ講座修了者やチームオレンジしもつけ等が、ボランティアとして活躍できる場を積極的に周知している。
			認知症の方やその家族、地域住民などが集える場として、認知症カフェ(オレンジカフェ)を認知症家族の会しもつけ及びチームオレンジしもつけに運営委託し、認知症への理解をさらに深めた。 ・オレンジカフェ4か所(全14回開催、参加延べ人数156人)	新型コロナウイルス感染拡大状況をみながら事業実施した。 カフェを開催する中で、地域住民、ボランティア等の参加も多く、認知症理解に加え、認知症本人や家族の温かい交流の場になっている。

施策	内容	担当課	R2 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
高齢者に対する虐待防止対策や相談 支援体制の充実 の推進	認知症高齢者への対応や、虐待の早期発見及び早期対応、防止対策を推進する。	高齢福祉課	各地域包括支援センターと連携し、虐待が疑われるような世帯の本人の意向及び養護者からニーズを聞き取りし、各種サービスの利用を支援した。	養護者の思いと高齢者本人の意思決定を尊重した支援を心掛けた。
			高齢者見守りネットワーク事業推進研修会を開催予定(3月)していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。 対象:協定事業所、石橋消防署、下野警察署、配食サービス事業所、生活支援コーディネーター、包括支援センター	—
			高齢者虐待ネットワーク運営委員会を開催予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催。 対象:運営委員(民生委員、自治会連合会、小山地区医師会、市内介護支援事業所、市内介護関係施設、下野警察署、石橋消防署、司法書士会、宇都宮地方法務局栃木支局、栃木県南健康福祉センター、消費生活センター、下野市社会福祉協議会、下野市地域包括支援センター、下野市健康福祉部長、各代表者)	—
	認知症高齢者等の権利侵害や虐待防止のための取組、支援するための成年後見制度や権利擁護を促進する。	高齢福祉課	包括支援センターにおいて、権利擁護の相談対応及び家族介護者等への支援を継続実施した。	高齢者の置かれている現状について情報共有を図り、高齢者自身の権利の養護に努めた。
成年後見制度利用に関するパンフレット等を活用しながら、高齢福祉課及び地域包括支援センターにおいて相談対応等を行った。 身寄りのない認知症高齢者や経済的虐待を受けている高齢者に対し市長申立ての支援を行い、低所得者の市長申立て経費や後見人等の報酬の助成を継続した。 社会福祉士による「成年後見制度なんでも相談会」を奇数月に実施した。			判断能力の低下した高齢者に対し、高齢者本人に不利益が生じないよう、権利を擁護するため、成年後見制度の利用支援を行った。	

重要課題 5. 障がい者

<方針>

- ① 「下野市障がい者福祉計画」に基づき、関係機関との連携を図りながら、障がいのあるなしにかかわらず、すべての市民がお互いに人権と個性を尊重しながらともに生きるまちの実現を目指す。
- ② 障がい者に対する人権侵害や差別等解消のための教育や啓発の推進、雇用・就業の促進、障がい者の権利を守る相談体制の充実に努める。
- ③ 障がい者の自立と社会参加を促進するため、必要とする福祉サービスや支援の充実に図る。

施策	内容	担当課	R2 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
教育の充実及び交流 触れ合いの促進	学校教育や生涯学習において、福祉教育の充実を図る。	学校教育課	児童生徒の発達段階に即しながら、教科指導・特別活動・道徳、総合的な学習の時間等を通じて、障がい者の人権尊重や正しい知識について理解を深めた。各教科等の年間計画に「直接的指導」を位置づけ、計画的に人権教育を展開した。	市人権教育研修会や学校訪問の際に、市内各学校の人権教育計画や学習指導案に適切に位置づけられているか確認した。
			特別支援学級と通常学級との交流や、特別支援学校との交流、総合的な学習の時間でのアイマスク体験、白杖体験、車椅子体験などを実施した。	障がいを理解し、障がい者を一緒に生きる仲間として捉えることができるように指導した。
	スポーツや文化活動、各種イベント等を通じて障がいのある方との交流を促進する。	高齢福祉課	高齢者及び障がい者、子ども達が一堂に会して交流する機会として、ふれあい福祉運動会を10月に実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。	—
障がい者の人権を尊重する啓発の推進	障がい及び障がい者についての正しい認識と理解を深め、人権侵害を防止するための情報提供や啓発活動を推進する。	社会福祉課	県や社会福祉協議会との共催行事への参加を促し、交流の機会を推進した。	聴覚障がい者等が参加しやすいよう、手話通訳者の派遣など情報支援を行った。
		社会福祉課	心の病気について理解を深め、精神障がい者に寄り添うことを目的として、障がい福祉セミナーを開催した。例年年2回開催だが、感染拡大防止のため規模を縮小した。 ① 8～9月の木曜(全4回):新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ② 11～12月の木曜(全4回)(新型コロナウイルス感染拡大防止のため対象を市民から職員へ変更、2/22の1回開催) 参加者: 職員 33名	精神障がい者が地域で安心して暮らすため、精神障がいについて正しい理解が深まるよう取り組んだ。
		社会福祉課	例年障がい者への正しい理解と共生型サービスの実態やその効果について、地域全体で学びを深めるための講演会を実施している(一般市民や高齢者障がい者の支援者対象)が、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。 また、同じく例年行っている精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(下野市と労働局主催にて実施)についても、コロナにより中止した。 代替事業として3/8 アンガーマネジメント講習を行った。参加者: 事業所職員等 30名	精神障がい者が地域で安心して暮らすため、精神障がいについて正しい理解が深まるよう取り組んだ。

	交流事業や講座等を通して市民の人権意識の高揚を図る。		地域活動支援センターゆうがおにおいて、精神障がい者の理解をさらに深めるための体験機会の場などの提供を実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルスにより中止した。	精神障がい者が地域で安心して暮らすため、精神障がいについて正しい理解が深まるよう取り組んだ。
施策	内容	担当課	R2 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
・ 相談 障がい者に対する 支援体制の充実 の推進 ・ 虐待防止対策や 権利擁護の実	虐待の早期発見及び早期対応、防止対策を推進、相談事業などの支援体制の充実を図る。	社会福祉課	障がい者相談支援機関と連携し、虐待防止に努めた。 また、地域自立支援協議会において、虐待対応事例の対応状況について報告した。	障がい者が住み慣れた場所で安心して暮らすため、家族や施設職員など、障がい者にとって身近な支援者に対する理解促進を図った。
	障がい者の権利擁護を促進する。		障がいについて、地域の人への普及・啓蒙のため地域自立支援協議会と連携した啓発活動を行った。 障がい者週間でのパンフレットの掲示や配付。 講演会は2回計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止。 (参考:①2/29、②3/6)	障がい者の権利擁護についての理解を深めるよう取り組んだ。
			成年後見に関する相談会を高年齢部門と共同で開催。 5/22、7/17、9/25、11/27、12/18、1/22、3/11(原則奇数月第3金曜日)	
		障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に関するチラシを啓発品(マスクケース)とともに飲食店に配布した。(合計 1,800個)		

重要課題 6. 外国人

<方針>

- ① 差別や偏見を解消し、人権を尊重し合い共に生きる社会への理解を深めるため、児童生徒への外国語教育の充実や市民への啓発活動を通して相互理解の促進に努める。
- ② 在住外国人が社会で孤立せず安心して生活できるよう、支援の充実や環境づくりを目指し、すべての外国人と日本人が心豊かに暮らすことが出来る多文化共生社会の実現に努める。

施策	内容	担当課	R2 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
外国人が暮らしやすい活動	日本語教室等の交流事業を推進することで日本語学習する機会の拡充を図る。	市民協働推進課	国際交流協会において、ボランティア講師が市内および近隣市町に住む外国人に日本語を教えている。 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年度は全ての教室を中止した。	(例年)ボランティア講師が市内及び近隣市町に住む外国人に日本語を教えている。男女のボランティア講師があり、受講しやすい雰囲気づくりに努めている。
			日本語スピーチ発表会を開催し、日本語教室に通っている在住外国人の日頃の学習の成果と日本で生活する上での感想を発表する場を設けている。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症防止のため中止。	(例年)当日のプログラムに読み仮名を使用し、外国人にも伝わりやすいように配慮している。また、発表者と来場者とが楽しめるアトラクション・茶話会を行い、相互理解と交流の機会を設けている。
			在住外国人と日本人の交流を促進するためティーパーティーを開催し、日本語教室で学習している在住外国人を招待することにより、地域住民と外国人の交流の場を設けている。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症防止のため中止。	(例年)夏は外国文化の理解、冬は日本文化の理解をテーマに設定し、ゲームや浴衣体験による交流を行っている。 日本語教室の外国人には積極的に声掛けを行っている。
推進	行政サービス等生活に必要な情報について多言語による情報提供の促進に努める。	総合政策課	市ホームページをH28年3月にリニューアルし、Google 翻訳を採用。103か国語に対応。 また、令和元年11月から市ホームページなどのPDF ファイルを多言語化し、音声読み上げによる閲覧に対応する、多言語自動翻訳ツール「カタログポケット」の運用を開始した。	多言語自動翻訳機能ツールを導入し、英語・韓国語・タイ語・スペイン語・中国語簡体字・中国語繁体字・ポルトガル語・インドネシア語・ベトナム語の音声読み上げ機能を追加した。
		市民協働推進課	(公財)栃木県国際交流協会において、多言語による相談事業を実施している。在住外国人から相談があった際には、本事業を紹介した。 また、新型コロナウイルス対策として、市内事業者に対し外国人の就業状況について照会を行い、感染症対策情報を該当言語で周知した。HP において、多言語パンフレットが掲載された県 HP リンクを掲載した。	国際交流員や語学が堪能な職員の対応のほか、国際交流協会所有の翻訳機を貸し出すことによって、適切に案内ができるよう努めた。 多言語での感染症対策情報の提供を行い、外国語話者が感染症情報へアクセスできるよう配慮した。

施策	内容	担当課	R2 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
国際感覚を深める 啓発の推進	国際理解のための国際交流員によるイベントや講座等の開催・周知に努める。	市民協働推進課	ドイツ国籍の国際交流員を配置し、市内保育園及び市内外の小中学校と、公民館講座の高齢者学級からの派遣要請に応じて、国際理解のための授業や講座を行っている。 令和2年度は新型コロナウイルスの影響により国際交流員の着任を見送った。	(例年)市内外を問わず、また保育園児から高齢者までを対象として、地域における国際理解の推進を図っている。
			国際交流員によるアドベンツカレンダー作りや料理教室等のイベントを年4回開催している。令和2年度は新型コロナウイルスの影響により開催なし。	(例年)国際交流員のイベントには家族での参加も多く、老若男女を問わず国際交流に触れるきっかけ作りを行っている
	学校教育や生涯学習において国際理解を図る授業、講座等の充実に努め啓発活動を推進する。	学校教育課	子連れの方でも気軽に英語を通して交流できるママパパEnglishサロンを月に1~2回開催した。(感染症拡大防止のため4月、6月、3月は休止した)	大人の参加だけでなく、乳幼児を連れての参加も可とし、他の参加者に気兼ねすることなく英会話に触れる機会を提供している。厳重な感染防止対策を行ったうえ実施した。
			姉妹都市との交流促進及び次代を担う青少年の国際感覚の醸成を目的として、姉妹都市へ中学生を派遣している。 令和2年度に予定していた中学生海外派遣事業(3年に1度)ならびに姉妹都市締結45周年記念訪問団受入事業について、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、令和3年度以降へ延期とした。	—
			ALT(外国人外国語指導助手)は市内中学校4校全と、小学校2校を拠点校として配置。JTE(日本人外国語指導助手)3名は全校に派遣し、児童生徒の英語力向上を図るとともに、外国の生活や文化を理解する時間となるようにした。	国による文化の違いなどを認め合いながら活動できるよう工夫した。
			各教科(特に社会科)や道德等で外国人の人権問題に関する内容を取り扱い、理解を深めた。	差別や偏見の意識をもたぬよう指導の工夫を行った。
		生涯学習文化課	市民人権講座(全4回) 第2回(多文化共生) 日時:12/11(火) テーマ:「多様性が豊かさとなる未来へ」 講師:平野 成美 氏(NPO 法人青少年自立援助センター YSC グローバル・スクール) 参加者:29名	最近の社会課題となっている人権問題に焦点をあて、市民を対象とした人権意識向上のための学習機会を提供した。
		総合政策課	令和3年度オリンピックの開催に向け、広報しもつけ(1,2,3月号)に下野市がホストタウンとして受け入れを予定しているキプロス共和国に関する記事を掲載し、多文化理解を促進した。	オリンピック開催による国際交流の機運の高まりに乘じ、市民が他国の文化を理解する機会となるようにした。

重要課題 7.HIV 感染者等

<方針>

偏見や差別意識を解消し、共に生きていくことの大切さを市民に伝えていくため、エイズやハンセン病に関する正しい知識と理解の普及に努めるとともに、学校・地域・家庭が一体となった教育に取り組む。

施策	内容	担当課	R2 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
推進と正しい知識の普及 正しい知識の普及	エイズに関する正しい知識と理解の普及・広報活動の充実を図る。	健康増進課	集団検診の会場となる保健福祉センター等の市内 5 か所において、栃木県県南健康福祉センターで実施している「HIV 抗体検査」の周知を図った。	電話等で相談があった場合も、プライバシーに配慮し無料・匿名で HIV 抗体検査が受けられる旨を案内した。
	ハンセン病に関する正しい知識と理解の普及・広報活動の充実を図る。	学校教育課	保健の授業や、健康教室等で正しい知識と理解を深め、偏見や差別解消を図る指導を行った。性に関する指導においても関連して扱った。 思春期講座の実施など外部機関と連携した取組を行った。	教職員が正しい理解のもとに、児童生徒の発達段階に応じた指導ができるよう、国からの通知や資料を周知した。

重要課題 8. インターネットによる人権侵害

<方針>

- ① 個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるためにモラルをもった利用の推進を図る。
- ② 個人、行政、企業等を問わず、他者の人権への配慮を心がけ、適切な情報管理の必要性や、ルールやマナーの遵守の啓発、情報モラルの醸成を図る。さらにインターネット上における差別的表現の流布やプライバシーを侵害する情報については、法務局と連携して適切に対応する。

施策	内容	担当課	R2 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
利用モラルの向上に向けた教育啓発の推進	情報教育を通じたメディア・リテラシーの育成を図る。	学校教育課	スマートフォンや携帯型ゲーム機等を介したインターネット上のトラブルを未然に防ぐため、家庭との連携を深めながら情報モラルの指導の徹底を図った。それに加えて、教職員の情報モラルの指導力向上を図るための公開授業を行い、取組を他の学校へも広めた。	全校にて情報モラル教育を教育課程に位置付け、スマートフォン等を間違えて使えば人権を侵害することになることを学習する機会を設定した。
	学校教育や生涯学習における啓発活動や講座・講演会等を推進する。	生涯学習文化課	インターネットの利用方法の注意事項等をまとめた「ネット利用の当たり前 4つの大丈夫？」(H29.1 作成)のリーフレットの活用を図った。それにより児童生徒ならびに保護者を巻き込んで、家庭での約束づくりをとおして、インターネットを安心・安全に使用していけるように啓発を行った。	リーフレットのダイジェスト版を全校児童生徒に配布し、家庭でのルールを決める活動を通して、自分の生活を振り返るようにした。
	市内小中学生と保護者を対象に、「親子学び合い事業(ネット時代の歩き方講習会)」を実施した。 実施主体：栃木県青少年育成県民会議、下野市青少年育成市民会議 【国分寺東小学校】 開催日：11月18日(水) 参加者：5,6年生92名、保護者約20名 【吉田東小学校】 開催日：12月2日(水) 参加者：4～6年生48名、保護者20名			インターネットに対する考えを深め、利用における様々な課題を学ぶ機会を提供した。
差別的表現への対応	法務局等関係機関との連携を図る。	市民協働推進課	インターネット上の差別的表現について把握した場合、宇都宮地方法務局に報告し対応を依頼することとしている。	R2の差別的表現の報告は0件。法務局および人権擁護委員との研修等に参加し、情報共有を行っている。

重要課題 9. その他の人権問題

<方針>

- ① 性的マイノリティ(LGBT・性同一性障がい者等)の方
- ② 被災時(あるいは避難所で)、高齢者や障がい者等、特別な配慮を必要とする方
- ③ 福島第1原子力発電所事故により被災された方
- ④ 犯罪被害者やその家族
- ⑤ 刑を終えて社会復帰した人やその家族

これらの人々の人権が侵害されないよう正しい知識を身に付け理解を深めるとともに、改めて「基本的人権の尊重」の原点に立ちかえり、互いを尊重し誰もが豊かな生活を送れるよう教育・啓発活動に取り組む。

また、これらの人権問題や、今後の社会環境の変化等に伴い、新たに生じる人権問題については、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発の推進を図り、解決に努める。

施策	内容	担当課	R2 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
人権意識を持つ自立した人間形成へ導く人権教育や積極的な啓発の推進	誤解や偏見を解消し、人権意識を持つ自立した人間形成を目指して、上記①～⑤の人権問題において、正しい理解を深めるための研修機会の提供や啓発活動を推進し、配慮した対応に努める。	市民協働推進課	男女共同参画週間パネル展において、LGBT等に関するパネルを展示した。 期間:6月1日(月)～6月30日(火) 場所:市役所1階市民ロビー、Twitter	感染症対策のため庁舎以外での展示を取り止め、Twitterでパネル内容を掲載した。TwitterでのLGBTに関するパネルの閲覧数は延べ1,805回。
		全課 (生涯学習文化課)	市民人権講座(全4回)第1回(LGBT) 日時:12/3(火) テーマ:「性別で見る多様性と人権」 講師:飯田 亮瑠 氏(公益財団法人人権教育啓発推進センター特任講師/Diveinnon 代表) 参加者:31名	最近の社会課題となっている人権問題に焦点をあて、市民を対象とした人権意識向上のための学習機会を提供した。
		社会福祉課	法務省が主唱する「社会を明るくする運動」に参加し、啓発運動を実施した。 実施:7月 協力団体:下野市社会を明るくする運動推進委員会 実施内容:小中学校に啓発品配布、市役所ロビーにてパネル展示	更生保護の理解を深めるとともに、青少年非行・犯罪の防止に取り組んだ。
	新たに生じる人権問題についてもあらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進	全課 (学校教育課)	中学校社会科(公民的分野)で「新しい人権」に関する内容を取り扱い、理解を深めた。 中学校社会科(公民的分野)の授業研究会を開催し、発達段階に応じた適切な指導について協議する場を設けた。 市内小・中学校人権教育担当者を対象に、新しい人権問題について扱った研修会を実施した。 併せて、感染症を理由とした偏見や差別、いじめの防止と人権尊重の精神を育むための資料や関連サイトを各校に周知した。	「基本的人権の尊重」とともに「公共の福祉」についても考えさせ、様々な視点から人権擁護について考えさせた。

		生涯学習 文化課	<p>市民人権講座(全4回) 第3回(新型コロナウイルス感染症に関する人権) 日時:12/15(火) テーマ:「人権が尊重された社会を目指して」 講師:下都賀教育事務所ふれあい学習課職員 参加者:30名</p> <p>市民人権講座(全4回) 第4回(アイヌ民族) 日時:12/17(木) テーマ:「先住民族アイヌの歴史・現在と人権」 講師:若園 雄志郎 氏(宇都宮大学地域デザイン科学部准教授) 参加者:37名</p>	最近の社会課題となっている人権問題に焦点をあて、市民を対象とした人権意識向上のための学習機会を提供した。
		市民協働 推進課	<p>新型コロナウイルス感染者や医療従事者等への差別を防止するため、以下の方法で啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発動画の作成・放送 (市役所1階市民ロビー) ・コロナ差別防止に関する啓発チラシの班回覧 ・広報7月号・3月号、ホームページにコロナ差別防止に関する記事を掲載 ・コミュニティラジオにてコロナ差別防止のインフォマーシャルを放送 ・ケーブルテレビにて啓発CMを放送 ・市役所確定申告会場にてコロナ差別防止のパネル等を掲示 ・市内中学校4校へ「シトラスリボン」を贈呈 全校生徒分 1,685 個 ・「不要不急の外出の自粛」に関する街頭啓発活動に併せて、コロナ差別防止に関する啓発を実施した(1/26 実施) <p>令和2年8月21日の市町村長会議において、県と市町が共同して「新型コロナとの闘いを乗り越えるオールとちぎ宣言」を行った。この宣言について、チラシを班回覧等で配布する、ポスターを庁内やJR3駅に掲示する、宣言内容をHPに掲載する(健康増進課)等して普及啓発に努めた。</p>	感染者や医療従事者等への差別を防止するため、様々な方法・場所で啓発を行った。「感染者への誹謗・中傷」といった分かりやすい差別のみではなく、「マスクをしていない人への非難」や「医療従事者の家族の出勤・通学拒否」といったことも差別にあたることを周知した。
		健康増進 課	<p>新型コロナウイルスに関する人権問題の県・市町担当者会議に市民協働推進課職員と出席し、人権相談事例や感染者情報公表の考え方について知見を得た。</p> <p>また、市内における感染症発生情報をHPに掲載する際、患者本人や家族に対する人権尊重と個人情報保護についても同時に呼びかけた。</p>	問い合わせ等で感染者の個人情報を知られた場合には、個人情報保護の観点から公表できないことを伝えた。また、感染症対策のために必要な情報は適宜公開されること、過度な不安を抱かず適切な感染症対策を行うことが大切であることを理解してもらえるよう対応した。

○下野市人権対策推進本部規程

平成18年1月10日

訓令第42号

改正 平成19年3月29日訓令第11号

令和2年3月11日訓令第3号

(設置)

第1条 人権対策に関する諸問題について総合的に検討、調整し、市人権行政の総合的かつ計画的な施策の推進を図るため、下野市人権対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 人権行政の総合的な施策に関すること。
- (2) 人権対策の総合的な検討及び調整に関すること。
- (3) その他人権対策に係る重要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長には総合政策部長を、副本部長には総務部長を、本部員には市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設水道部長、議会事務局長、会計管理者及び教育次長をもって充てる。

(令2訓令3・全改)

(本部長)

第4条 本部長は、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(令2訓令3・一部改正)

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 本部長は、本部の会議の結果を市長に報告しなければならない。

(令2訓令3・全改)

(連絡責任者会)

第6条 推進本部の付議事項についての調査、検討及び各課間の連絡調整を行うため、推進本部に連絡責任者会を設置する。

2 連絡責任者会は、市民協働推進課（以下「主管課」という。）長が主宰し、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

3 主管課長は、必要があると認めるときは、連絡責任者会に関係者の出席を求めることができる。

(令2訓令3・一部改正)

(推進本部等に関する事務)

第7条 推進本部及び連絡責任者会に関する事務は、主管課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進本部及び連絡責任者会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第11号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月11日訓令第3号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

(令2訓令3・追加)

	役職名
1	総合政策課長
2	市民協働推進課長
3	総務人事課長
4	安全安心課長
5	社会福祉課長

6	こども福祉課長
7	高齢福祉課長
8	健康増進課長
9	農政課長
10	商工観光課長
11	水道課長
12	教育総務課長
13	学校教育課長
14	生涯学習文化課長

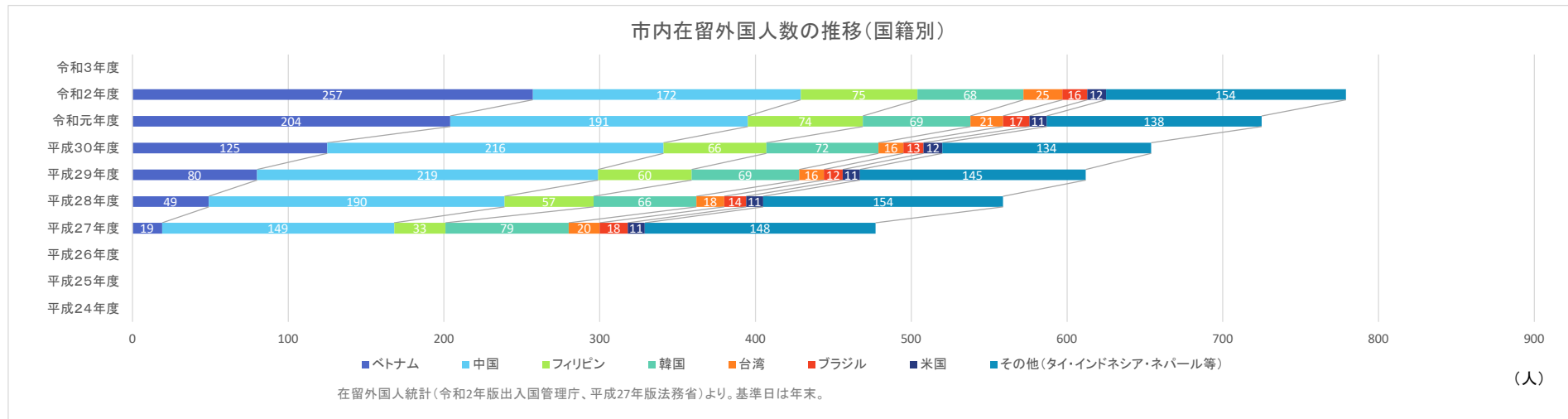
下野市人権推進審議会 事前質問シート

委員氏名 鈴木 健一

資料番号 及びページ	意見 質問
資料 1 2 ページ	新たな人権問題他 4 項目について、それぞれの施策を実施した結果として、令和 2 年度には、どのような成果と課題が見られたのか、概要の説明をお願いします。
資料 2 5 ページ	3 子ども 【いじめ・不登校の防止】に関して、実施した結果について現況・概要をお示しいただけないでしょうか。
資料 1 2 ページ	6 外国人 ・市内在住の外国人の増減の推移や国籍別の推移を教えてください。 ・「国際感覚を深める教育・啓発の推進」とありますが、基本目標は「共に生きる幸せを実感できる社会の実現」と定められています。共生社会実現の観点からは、日本人からの視点のみでなく、両者からのアプローチが必要に思えますがいかがでしょうか。 ・外国人を雇用している市内の「企業」・「農家」などへの人権啓発活動の実施状況について教えてください。

追加資料2

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ベトナム				19	49	80	125	204	257	
中国				149	190	219	216	191	172	
フィリピン				33	57	60	66	74	75	
韓国				79	66	69	72	69	68	
台湾				20	18	16	16	21	25	
ブラジル				18	14	12	13	17	16	
米国				11	11	11	12	11	12	
その他(タイ・インドネシア・ネパール等)				148	154	145	134	138	154	
計				477	559	612	654	725	779	



下野市情報番組 情報① 打合せ SHEET

放送日	2021/7/28 12:00~12:53 まで
形態	生放送
出演者	市民協働推進課
メインテーマ	“ワクハラ” ってなに？-コロナワクチン接種にかかわる人権問題-

話したいこと

① “ワクハラ” とは

“ワクハラ”という言葉聞いたことがあるか。“ワクハラ”とは、「ワクチンハラスメント」の略で、新型コロナウイルス・ワクチンの予防接種において事実上接種を強要されたり、接種を受けないことで差別を受けたりする問題のこと。今下野市でも順次ワクチン接種をすすめている中で、接種を希望しない人に対して「打たないなんてありえない」「非常識だ」といった声を聞くことがあるが、そのような「接種を強要する発言」もハラスメントにあたる。日本弁護士会が5月の2日間のみ行ったワクチンハラスメントに関する電話相談では208件の相談が寄せられたといい、今日本で大きな問題となっている。

② “ワクハラ” の具体的な例

“ワクハラ” の具体的な例を挙げると、

- ・ワクチン接種を希望しない人を責めるような発言をする
 - ・職場等において接種者リスト・未接種者リストを作成し公開する
 - ・未接種者を解雇、出勤停止にしたり担当業務から外す。または施設から退所させる。
 - ・接種者を給与や労働時間等労働条件において優遇する
 - ・未接種者に対し「近づくな」「ウイルス」等差別的発言をする
- または、接種者に対し
- ・副反応により休むまたは遅刻・早退することを認めず無理に出勤させる。
 - ・副反応により休むまたは遅刻・早退したことを理由に嫌がらせや不利益な取扱いをする
- といったこともワクチンハラスメントに当たる。

③ 個人の選択の尊重を

今後職域接種が進む中で、「同調圧力」のような形でワクチンハラスメントが横行することも十分考えられる。リスクがゼロとは言い切れない以上、ワクチンを接種するかどうかは個人の判断に委ねられなければならない、自分や多数派の「流れ」を個人に強要してはいけない。

ワクチン接種に関しては、「人は人、自分は自分」と捉え、他者の決定を尊重し、接種したとしてもしなかったとしても、引き続き互いに感染対策を怠らないことが大切。